

議第43号

呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年呉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 療養介護（第4条一第<u>32条</u>）</p> <p>第3章～第10章 略</p> <p>付則 （障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>（療養介護計画の作成等）</p> <p>第17条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 療養介護（第4条一第<u>32条の2</u>）</p> <p>第3章～第10章 略</p> <p>付則 （障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない。</u></p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>（療養介護計画の作成等）</p> <p>第17条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う</p>

会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

(勤務体制の確保等)

第25条 略

2・3 略

(衛生管理等)

第27条 略

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

(勤務体制の確保等)

第25条 略

2・3 略

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第27条 略

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため

(身体拘束等の禁止)

第28条 略

2 略

めの対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第28条 略

2 略

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(職場への定着のための支援の実施)

第44条の2 略

(衛生管理等)

第48条 略

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(職場への定着のための支援等の実施)

第44条の2 略

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同令第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

(衛生管理等)

第48条 略

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第50条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条までの規定は, 生活介護の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第50条において準用する第17条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と, 同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する第28条第2項」と, 同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第50条において準用する第30条第2項」と, 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第50条において準用する第32条第2項」と, 第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第50条において準用する次条第1項」と, 第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と, 第18条中「前条」とあるのは「第50条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第55条 第8条, 第9条, 第13から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条まで, 第34条から第38条まで, 第40条, 第41条及び第44条の2から第49条までの規定は, 自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と, 同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と, 同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第50条において準用する第30条第2項」と, 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第

(準用)

第50条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条の2までの規定は, 生活介護の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第50条において準用する第17条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と, 同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する第28条第2項」と, 同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第50条において準用する第30条第2項」と, 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第50条において準用する第32条第2項」と, 第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第50条において準用する次条第1項」と, 第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と, 第18条中「前条」とあるのは「第50条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第55条 第8条, 第9条, 第13から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条の2まで, 第34条から第38条まで, 第40条, 第41条及び第44条の2から第49条までの規定は, 自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と, 同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と, 同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第50条において準用する第30条第2項」と, 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32

2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第60条 第8条，第9条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条まで，第34条から第36条まで，第40条，第41条，第44条の2から第49条まで，第53条及び第54条の規定は，自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において，第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と，同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と，同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と，第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と，第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と，第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上，宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

（職員の配置の基準）

第63条 略

条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第60条 第8条，第9条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の2まで，第34条から第36条まで，第40条，第41条，第44条の2から第49条まで，第53条及び第54条の規定は，自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において，第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と，同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と，同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と，第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と，第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と，第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上，宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

（職員の配置の基準）

第63条 略

<p>2～5 略</p> <p>6 <u>第1項第3号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>7 略 (認定就労移行支援事業所の職員の員数)</p> <p>第64条 略</p> <p>2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から<u>第5項まで及び第7項</u>の規定を準用する。 (職場への定着のための<u>支援</u>の実施)</p> <p>第67条 略</p> <p>(準用)</p> <p>第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条</u>まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあ</p>	<p>2～5 略</p> <p>6 略 (認定就労移行支援事業所の職員の員数)</p> <p>第64条 略</p> <p>2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から<u>第6項まで</u>の規定を準用する。 (職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)</p> <p>第67条 略</p> <p>2 <u>就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2</u>まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあ</p>
---	--

るのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第82条 略

（準用）

第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第

るのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、

就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第82条 略

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、

指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（準用）

第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32

2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条まで, 第34条, 第36条, 第37条, 第41条, 第43条, 第45条から第49条まで, 第53条, 第71条, 第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は, 就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と, 同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と, 同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と, 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と, 第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と, 第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と, 第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と, 第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と, 「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職員の員数等の特例)

第89条 多機能型事業所は, 一体的に事業

条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条の2まで, 第34条, 第36条, 第37条, 第41条, 第43条, 第45条から第49条まで, 第53条, 第71条, 第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は, 就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と, 同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と, 同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と, 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と, 第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と, 第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と, 第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と, 第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と, 「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職員の員数等の特例)

第89条 多機能型事業所は, 一体的に事業

を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第39条第7項、第52条第7項及び第8項、第59条第7項、第63条第5項及び第6項並びに第74条第5項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び第7項並びに第74条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち市長が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(1) ～(2) 略

3 略

を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第39条第7項、第52条第7項及び第8項、第59条第7項、第63条第5項並びに第74条第5項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び第6項並びに第74条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち市長が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(1) ～(2) 略

3 略

付 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2（新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第25条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項及び第48条第2項（新条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新条例第28条第3項（新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。